

習志野市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業の 規制基準の変更について

1. 変更の内容

・環境保全条例施行規則第21条の3第2項第1号及び2号で定める規制基準を騒音規制法及び振動規制法の基準に合わせるものです。

単位dB

習志野市 環境保全条例施行規則	改 正 前	改 正 後
騒 音	70	85
振 動	73	75

騒音規制法 85dB 振動規制法 75dB

2. 施行日

令和8年4月1日

3. 趣旨

重機を使用した作業等を伴う建設作業(以降、特定建設作業)の許可申請において、習志野市環境保全条例第15条の2第2項では騒音、振動が「規則で定める規制基準に適合すると認められるときは、許可を与えなければならない」としており、騒音は70dBを超える大きさのものでないこと、振動は73dBを超える大きさのものでないこととしています。

しかしながら、工事施工時の特定建設作業に対する指導は同条第4項で著しく生活環境を損なわれるときとされ、規制基準が2つある状態となっており、規則を確認した市民に誤解を与えている状況です。

本改正にあたっては誤解を招いている規制基準の記載を改めるもので、実際の騒音苦

参考)

騒音規制法では環境大臣の定める基準(85dB)に適合する限りは原則として周辺の生活環境が損なわれることはないと言われています。

また、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正について(環大特140号 S63年12月16日)」では地方公共団体が策定する建設作業に係る規制の方法、内容について、騒音規制法に定める規制の程度と均衡を失うことが無いよう示されており、本市の規制基準は法に定める規制基準よりも厳しいものになっております。

情にあたっての対応の変更はありません。

4. 一部改正の内容（新旧対照表）

習志野市環境保全条例施行規則

現行	改正後
<p>(特定建設作業の規制基準)</p> <p>第21条の4 条例第15条の2の規定により規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定建設作業の騒音が特定建設作業の場所の敷地境界線において、<u>70</u>デシベルを超える大きさのものでないこと。この場合において、測定方法は、別表第4、3騒音に係る規制基準の備考の例による。</p> <p>(2) 特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地境界線において、<u>73</u>デシベルを超える大きさのものでないこと。この場合において、測定方法は、別表第4、4振動に係る規制基準の備考の例による。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(特定建設作業の規制基準)</p> <p>第21条の4 条例第15条の2の規定により規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定建設作業の騒音が特定建設作業の場所の敷地境界線において、<u>85</u>デシベルを超える大きさのものでないこと。この場合において、測定方法は、別表第4、3騒音に係る規制基準の備考の例による。</p> <p>(2) 特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地境界線において、<u>75</u>デシベルを超える大きさのものでないこと。この場合において、測定方法は、別表第4、4振動に係る規制基準の備考の例による。</p> <p>(3)～(6) 略</p>